

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成24年4月10日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
オグラ建設株式会社 代表取締役 小椋 知章	東伯郡北栄町江北38	東伯郡北栄町国坂 字汐川前1273他4 筆（3,297平方メートル）	砂（1,190立方メートル）	平成24年3月21日から平成24年9月30日まで	平成24年3月21日